

佐賀県営土地改良事業分担金等条例及び国営土地改良事業負担金条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成二十二年三月二十五日

◎佐賀県条例第十七号

佐賀県知事 古川康

佐賀県営土地改良事業分担金等条例及び国営土地改良事業負担金条例の一部を改正する条例

(佐賀県営土地改良事業分担金等条例の一部改正)

第一条 佐賀県営土地改良事業分担金等条例（昭和四十一年佐賀県条例第四十四号）の一部を次のように改正する。

第五条の二第一項中「附則第十項」を「附則第十三項」に改める。
(国営土地改良事業負担金条例の一部改正)

第二条 国営土地改良事業負担金条例（昭和四十五年佐賀県条例第二十三号）の一部を次のように改正する。

第四条の二第一項及び第四項中「同項第二号」を「同項第一号」に、「附則第十項」を「附則第十三項」に改め、同条第六項中「附則第十項」を「附則第十三項」に改める。

附則第二項中「附則第十七項」を「附則第二十二項」に改める。
附則第三項中「附則第十八項」を「附則第二十三項」に改める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

第一条（佐賀県営土地改良事業分担金等条例の一部改正）に係る新旧対照表

	改 正 後	改 正 前
（特別徴収金）	（特別徴収金）	（特別徴収金）
第五条の二 県は、国から補助金の交付を受けて行う事業で別に知事が指定するものの施行に係る地域内にある土地につき法第三条に規定する資格を有する者が、当該事業の工事の完了の公告があつた日（その公告において工事の完了の日が示されたときは、その示された日）の属する年度の翌年度（その年度が到来する前の年度を知事が指定したときは、その指定した年度）から起算して八年を経過する日までの間に、当該土地を当該事業の計画において予定する用途以外の用途（土地改良法施行令（昭和二十四年政令第二百九十五号）第五十三条の八及び附則第十三項）に規定する用途を除く。以下「目的外用途」という。）に供するため所有権の移転等をした場合又は当該土地を自ら目的外用途に供した場合（当該土地を目的外用途に供するため所有権の移転等を受けて、目的外用途に供した場合を除く。）には、その者から、当該事業に要する費用のうち国から交付された補助金の額及び県が負担した額の合計額をその者が法第三条に規定する資格を有している当該地域の土地の面積に割り振つて得られる額の範囲内で特別徴収金を徴収する。	第五条の二 県は、国から補助金の交付を受けて行う事業で別に知事が指定するものの施行に係る地域内にある土地につき法第三条に規定する資格を有する者が、当該事業の工事の完了の公告があつた日（その公告において工事の完了の日が示されたときは、その示された日）の属する年度の翌年度（その年度が到来する前の年度を知事が指定したときは、その指定した年度）から起算して八年を経過する日までの間に、当該土地を当該事業の計画において予定する用途以外の用途（土地改良法施行令（昭和二十四年政令第二百九十五号）第五十三条の八及び附則第十項）に規定する用途を除く。以下「目的外用途」という。）に供するため所有権の移転等をした場合又は当該土地を自ら目的外用途に供した場合（当該土地を目的外用途に供するため所有権の移転等を受けて、目的外用途に供した場合を除く。）には、その者から、当該事業に要する費用のうち国から交付された補助金の額及び県が負担した額の合計額をその者が法第三条に規定する資格を有している当該地域の土地の面積に割り振つて得られる額の範囲内で特別徴収金を徴収する。	第五条の二 県は、国から補助金の交付を受けて行う事業で別に知事が指定するものの施行に係る地域内にある土地につき法第三条に規定する資格を有する者が、当該事業の工事の完了の公告があつた日（その公告において工事の完了の日が示されたときは、その示された日）の属する年度の翌年度（その年度が到来する前の年度を知事が指定したときは、その指定した年度）から起算して八年を経過する日までの間に、当該土地を当該事業の計画において予定する用途以外の用途（土地改良法施行令（昭和二十四年政令第二百九十五号）第五十三条の八及び附則第十三項）に規定する用途を除く。以下「目的外用途」という。）に供するため所有権の移転等をした場合又は当該土地を自ら目的外用途に供した場合（当該土地を目的外用途に供するため所有権の移転等を受けて、目的外用途に供した場合を除く。）には、その者から、当該事業に要する費用のうち国から交付された補助金の額及び県が負担した額の合計額をその者が法第三条に規定する資格を有している当該地域の土地の面積に割り振つて得られる額の範囲内で特別徴収金を徴収する。
2・3 略	2・3 略	2・3 略
第二条（国営土地改良事業負担金条例の一部改正）に係る新旧対照表	改 正 後	改 正 前
（特別徴収金）	（特別徴収金）	（特別徴収金）
第四条の二 県は、国営土地改良事業（法第八十七条の二第一項の規定により国が行う同項第一号の事業（公有水面埋立法（大正十年法律第五十七号）により行うものその	第四条の二 県は、国営土地改良事業（法第八十七条の二第一項の規定により国が行う同項第二号の事業（公有水面埋立法（大正十年法律第五十七号）により行うものその	第四条の二 県は、国営土地改良事業（法第八十七条の二第一項の規定により国が行う同項第一号の事業（公有水面埋立法（大正十年法律第五十七号）により行うものその

	改 正 後	改 正 前
	<p>他国の所有に属する土地について行うものに限る。以下同じ。）、国営市町村特別申請事業及び法第八十八条第一項の規定により国が行う土地改良事業を除く。以下この項及び第三項において同じ。）の施行に係る地域内にある土地につき法第三条に規定する資格を有する者が、当該国営土地改良事業の工事の完了につき法第百十三条の二第二項の規定による公告があつた日（その日前に、農林水産大臣が、当該土地を含む一定の地域について当該事業によつて受ける利益のすべてが発生したと認めてその旨を公告したときは、その公告した日）以後八年を経過する日までの間に、当該土地を当該国営土地改良事業の計画において予定した用途以外の用途（土地改良法施行令（昭和二十四年政令第二百九十五号。以下「政令」という。）第五十三条の八及び附則第十三項に規定する用途を除く。以下この項において「目的外用途」という。）に供するため所有权の移転等（所有权の移転又は地上権、賃借権その他の使用及び収益を目的とする権利の設定若しくは移転をいう。以下この条において同じ。）をした場合又は当該土地を自ら目的外用途に供した場合（当該土地を目的外用途に供するため所有权の移転等を受けて、目的外用途に供した場合を除く。）には、一時的に目的外用途に供するため所有權の移転等をした場合、目的外用途に供するため所有權の移転等をする際に既に当該土地が灾害等により当該国営土地改良事業による利益を受けていないものとなつてゐる場合又は政令第五十三条の九各号のいずれかに該当する場合を除き、その者の者から、特別徵収金を徵収する。</p> <p>2・3 略</p>	<p>他国の所有に属する土地について行うものに限る。以下同じ。）、国営市町村特別申請事業及び法第八十八条第一項の規定により国が行う土地改良事業を除く。以下この項及び第三項において同じ。）の施行に係る地域内にある土地につき法第三条に規定する資格を有する者が、当該国営土地改良事業の工事の完了につき法第百十三条の二第二項の規定による公告があつた日（その日前に、農林水産大臣が、当該土地を含む一定の地域について当該事業によつて受ける利益のすべてが発生したと認めてその旨を公告したときは、その公告した日）以後八年を経過する日までの間に、当該土地を当該国営土地改良事業の計画において予定した用途以外の用途（土地改良法施行令（昭和二十四年政令第二百九十五号。以下「政令」という。）第五十三条の八及び附則第十三項に規定する用途を除く。以下この項において「目的外用途」という。）に供するため所有权の移転等（所有权の移転又は地上権、賃借権その他の使用及び収益を目的とする権利の設定若しくは移転をいう。以下この条において同じ。）をした場合又は当該土地を自ら目的外用途に供した場合（当該土地を目的外用途に供するため所有权の移転等を受けて、目的外用途に供した場合を除く。）には、一時的に目的外用途に供するため所有權の移転等をした場合、目的外用途に供するため所有權の移転等をする際に既に当該土地が灾害等により当該国営土地改良事業による利益を受けていないものとなつてゐる場合又は政令第五十三条の九各号のいずれかに該当する場合を除き、その者から、特別徵収金を徵収する。</p> <p>2・3 略</p>
4 県は、法第八十七条の二第一項の規定に	2・3 略	2・3 略

	改 正 後	改 正 前
	<p>より国が行う同項第一号の事業により造成された土地を造成地取得者又はその承継人が、法第九十四条の八第五項（法第九十四条の八の二第六項において準用する場合を含む。）の規定による土地の取得があつた日以後八年を経過する日までの間に、当該土地を法第九十四条の八第四項（法第九十四条の八の二第六項において準用する場合を含む。）の規定により公告されたその土地の用途以外の用途（政令第五十三条の八及び附則第十三項に規定する用途を除く。以下この項において「目的外用途」という。）に供するため所有権の移転等をした場合又は当該土地を自ら目的外用途に供した場合（当該土地を目的外用途に供するため所有権の移転等を受けて、目的外用途に供した場合を除く。）には、一時的に目的外用途に供するため所有権の移転等をした場合又は政令第五十三条の九各号のいずれかに該当する場合を除き、その者から、政令第五十三条の十二に規定するところにより、特別徴収金を徴収する。</p>	<p>より国が行う同項第二号の事業により造成された土地を造成地取得者又はその承継人が、法第九十四条の八第五項（法第九十四条の八の二第六項において準用する場合を含む。）の規定による土地の取得があつた日以後八年を経過する日までの間に、当該土地を法第九十四条の八第四項（法第九十四条の二第六項において準用する場合を含む。）の規定により公告されたその土地の用途以外の用途（政令第五十三条の八及び附則第十項に規定する用途を除く。以下この項において「目的外用途」という。）に供するため所有権の移転等をした場合又は当該土地を自ら目的外用途に供した場合（当該土地を目的外用途に供するため所有権の移転等を受けて、目的外用途に供した場合を除く。）には、一時的に目的外用途に供するため所有権の移転等をした場合又は政令第五十三条の九各号のいずれかに該当する場合を除き、その者から、政令第五十三条の十二に規定するところにより、特別徴収金を徴収する。</p>
5 略		
6 県は、関連土地改良事業の施行に係る地域内にある土地（当該国営市町村特別申請事業の施行に係る地域内にあるものに限る。）につき法第三条に規定する資格を有する者が、当該関連土地改良事業の工事の完了につき法第一百十三条の二第二項又は第三項の規定による公告があつた日以後八年を経過する日までの間に、当該土地を当該関連土地改良事業の計画において予定した用途以外の用途（政令第五十三条の八及び附則第十三項に規定する用途を除く。以下この項において「目的外用途」という。）に供するため所有権の移転等をした場合又は当該土地を自ら目的外用途に供した場合（当	<p>より国が行う同項第二号の事業により造成された土地を造成地取得者又はその承継人が、法第九十四条の八第五項（法第九十四条の八の二第六項において準用する場合を含む。）の規定による土地の取得があつた日以後八年を経過する日までの間に、当該土地を法第九十四条の八第四項（法第九十四条の二第六項において準用する場合を含む。）の規定により公告されたその土地の用途以外の用途（政令第五十三条の八及び附則第十項に規定する用途を除く。以下この項において「目的外用途」という。）に供するため所有権の移転等をした場合又は当該土地を自ら目的外用途に供した場合（当該土地を目的外用途に供するため所有権の移転等を受けて、目的外用途に供した場合を除く。）には、一時的に目的外用途に供するため所有権の移転等をした場合又は政令第五十三条の九各号のいずれかに該当する場合を除き、その者から、政令第五十三条の十二に規定するところにより、特別徴収金を徴収する。</p>	

	改 正 後		改 正 前
（当該土地を目的外用途に供するため所有権の移転等を受けて、目的外用途に供した場合を除く。）には、一時的に目的外用途に供するため所有権の移転等をした場合、目的外用途に供するため所有権の移転等をする際連土地改良事業による利益を受けていないものとなつてゐる場合又は政令第五十三条の九各号のいずれかに該当する場合を除き、そき、その者から、特別徴収金を徴収する。	7 略	（当該土地を目的外用途に供するため所有権の移転等を受けて、目的外用途に供した場合を除く。）には、一時的に目的外用途に供するため所有権の移転等をした場合、目的外用途に供するため所有権の移転等をする際に既に当該土地が災害等により当該関連土地改良事業による利益を受けていないものとなつてゐる場合又は政令第五十三条の九各号のいずれかに該当する場合を除き、そき、その者から、特別徴収金を徴収する。	7 略
1 略 (負担金の徴収方法の特例)	附 則	1 略 (負担金の徴収方法の特例)	附 則
2 政令附則第二十二項の規定により農林水産大臣が指定する国営土地改良事業に係る第四条の規定の適用については、当分の間、同条各項中「元利均等年賦支払」とあるのは、「農林水産大臣が定める年賦支払」の方法に準拠して知事が定める年賦支払」とする。	7 略	2 政令附則第十七項の規定により農林水産大臣が指定する国営土地改良事業に係る第四条の規定の適用については、当分の間、同条各項中「元利均等年賦支払」とあるのは、「農林水産大臣が定める年賦支払」の方法に準拠して知事が定める年賦支払」とする。	7 略
3 政令附則第二十三項の規定により農林水産大臣が指定する国営土地改良事業に係る別表の規定の適用については、当分の間、同表中	「二年 十五年 三十年 十二年」 とあるのは、 「二十五年を超えない範囲内で農林水産大臣が定める期間」とする。	3 政令附則第十八項の規定により農林水産大臣が指定する国営土地改良事業に係る別表の規定の適用については、当分の間、同表中	「二年 十五年 三十年 十二年」 とあるのは、 「二十五年を超えない範囲内で農林水産大臣が定める期間」とする。
4 略		4 略	